

令和6年度
徳島県にぎわい創出推進補助金
(とくしままるごとエンタメ化事業)
募集要項

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課交流創造室

○提出期限：令和6年12月13日（金）午後5時（必着）

○提出先（問合せ先）：

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課交流創造室 交流創造担当

電話：088-621-2309

ファクシミリ：088-621-2851

電子メール：kouryuusouzoushitsu@pref.tokushima.lg.jp

目 次

1 事業概要	1
1. 趣旨・目的	1
2. 補助事業者	1
3. 募集要件	1
4. 補助金交付の対象となるイベント実施期間	2
5. 補助金の額及び補助金の支払時期・方法	2
6. 補助対象経費	3
7. 申請金額・補助件数について	3
8. 個人版ふるさと納税について	3
2 応募概要	4
1. 募集期間	4
2. 応募書類	4
3. 提出方法	4
4. 提出部数	4
3 審査及び審査後の手続きについて	4
1. 審査について	4
2. 審査の視点について	4
3. 審査後の手続きについて	5
4 その他留意事項等	5
1. 事業実施にあたっての留意点	5
2. 申請にあたっての留意点	6
5 質問の受付及び回答	6
1. 質問について	6
＜参考①＞ 補助金交付の具体的な流れ	7
＜参考②＞ 応募時提出書類一覧	8

1. 事業概要

「徳島県にぎわい創出推進補助金交付要綱」に基づき、「令和6年度徳島県にぎわい創出推進補助金（とくしままるごとエンタメ化事業）」の募集に関して必要な事項を定める。

1. 趣旨・目的

県内外からの観光誘客の促進及び地域経済の活性化を推進するため、民間団体等が本県ならではのコンテンツの発掘・充実を図ることにより、年間を通じ県下全域で「大規模」な新たなにぎわいを創出する経費の一部を補助するものである。

2. 補助事業者

次の要件を満たす団体や法人等を対象とする。

- ・法人格を有しない団体及び個人事業主にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者及び所在地が明らかな者
- ・明確な会計処理を実施していること又は実施できると認められる者
- ・県税等を滞納していない者
- ・申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係を有しない者

3. 募集要件

以下の（１）から（６）の要件のすべてを満たしたものの。

- （１）徳島県内のにぎわい創出に寄与するイベントであり、本県との親和性を有するエンターテインメントが含まれるもの
- （２）１日限りのイベントであれば１０，０００名以上、複数日開催のイベントであれば、１日あたり５，０００名以上の参加者が見込めるメインイベントを２日以上有したイベントであり、かつ県外からの参加者が３割程度見込めるもの（オンラインの参加者数を除く）
- （３）新規イベントにあつては、集客が見込める根拠を明確に示すこととし、継続イベントにあつては、過去の実績と比較し、明確に基準を超えることが分かるもの
- （４）継続イベントについては、新たなにぎわいの創出に効果的な新規要素を加えることとし、その要素は単純な質や量の向上ではないもの
- （５）全てのイベントは継続的な開催（一定の事業収入が見込める仕組みを備えるもの）が可能で、かつ４年以内に独自開催が見込めるもの
※事業収入とは、イベント参加を目的としたチケット販売やスポンサーシップ、協賛、関連商品の販売や飲食物の提供等をいう。
- （６）イベント期間中に経済波及効果が測定できるようアンケートを実施するとともに、イベント終了後に別に定める計算方法にて算出し報告すること。
※継続イベントとは、同じ主催者にて過去５年間に１回以上行われたイベントをいう。
※以下の項目のうちいずれかに該当する場合は対象となりません。
 - （ア）政治的又は宗教的活動等に該当すると認められるもの
 - （イ）法令等に違反すると認められるもの
 - （ウ）持ち回り開催のもの
 - （エ）補助を受けようとする年度に、国や地方公共団体から負担金又は補助金の交付を受けているもの
 - （オ）提出書類に虚偽の記載があるもの

- (カ) 本要項に違反又は著しく逸脱したもの
- (キ) 補助事業計画の内容が、射幸心をそそる恐れがあるもの、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがあるもの、又は公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの
- (ク) 事業収入を確保する仕組みを有していないもの
- (ケ) その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があるもの

4. 補助金交付の対象となるイベント実施期間

補助金交付決定の日から令和7年9月30日（火）までの間。

※交付決定前に支払いを終えた経費は、補助の対象とならない。

5. 補助金の額及び補助金の支払時期・方法

予算の範囲内において、補助対象経費の総額の3分の2以内とする。

※ただし、事業収入がある場合はこの限りではない。

※詳細については徳島県にぎわい創出推進補助金交付要綱を参照すること。

※事業報告において事業収入が事業費を上回った場合、次年度以降は採択されない場合がある。

※継続イベントにおいては、過去3回分の収支状況を見て、総合的に判断する。

補助金の支払時期は、原則として、補助事業者が補助事業完了後に提出する実績報告書等をもとに徳島県において内容を審査し、補助金の額を確定した後、徳島県から直接支払う（精算払）。

【参考：補助金の計算例】

◎例1◎

事業費6,000万円、事業収入3,000万円、加算要件0円の場合

⇒ $(6,000\text{万円} - (3,000\text{万円} \times 1/2)) \times 2/3 = \underline{\underline{3,000\text{万円}}}$ （万円未満切捨）

⇒加算要件がないため、**補助上限額：1,000万円**

◎例2◎

事業費6,000万円、事業収入3,000万円、加算要件2,000万円の場合

⇒ $(6,000\text{万円} - (3,000\text{万円} \times 1/2)) \times 2/3 = \underline{\underline{3,000\text{万円}}}$ （万円未満切捨）

⇒加算要件があるため、

1,000万円の補助額の上限+2,000万円の加算要件 = **補助上限額：3,000万円**

6. 補助対象経費

出演費等	
出演費	出演料
企画制作費	企画制作料
運営費等	
運営費	照明費、音響費、人件費、情報通信機器借料、機材借料
上映費	上映費、映写機材借料
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費
運搬費	機材運搬費
旅費・報償費（飲食にかかる経費を除く）	
旅費	講師等旅費（国内交通費、宿泊費）
報償費	講師等謝金
雑役務費・消耗品費等	
雑役務費	広告宣伝費、印刷製本費、保険料、権利等使用料
消耗品費	消耗品費
通信費	通信費、郵送料

○補助の対象とならない経費の例

- ・恒常的な団体事務局の人件費
 - ・団体事務局の維持費（家賃、光熱水費等）
 - ・消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）、印紙、振込手数料及び代引手数料
 - ・交際費、接待費、手土産代
 - ・飲食費（出演者やスタッフの弁当、飲料、菓子等）
 - ・事業実施者において当然備えているべき機器・備品購入費
 - ・個人版ふるさと納税に係るプロモーション経費
 - ・汎用性の高い備品（事業完了後も引き続き財産として利用できる事務機器等）
- ※助成対象となることが明確でない経費については必ず事前に確認すること。

7. 申請金額・補助件数について

補助金の額は、徳島県の本補助事業予算の範囲内で採択します。

※審査の結果が補助金額に反映されるため、申請金額の全てを満たすとは限りません。

※審査結果に関するお問合せにはお答えしません。

※予算の執行状況により2次募集を行う場合は、徳島県ホームページ等でお知らせします。

8. 個人版ふるさと納税について

本補助金の加算要件の申請に際し、個人版ふるさと納税の加算要件の適用を求める場合は、総務省が定める「地場産品基準」（平成31年総務省告示第179号第5条）を遵守し、イベントのチケット及び関連物品について、「令和6年度とくしままるごとエンタメ化事業個人版ふるさと納税に関する情報記入シート」へ記載例を参照の上、作成し提出すること。

【参考】

ふるさと納税に係る告示の改正（P. 9）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000826061.pdf

2. 応募概要

1. 募集期間

令和6年11月8日（金）から同年12月13日（金）午後5時まで（必着）

※なお、応募書類の提出に先立ち、「申請表明書」及び「令和6年度とくしままるごとエンタメ化事業個人版ふるさと納税に関する情報記入シート」を11月29日（金）17時までに提出すること

2. 応募書類

- ・事業計画書（様式第2号 その2）
- ・事業計画書補助資料（自由様式）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・申請者の概要がわかる書類（規約、定款、組織図等）
- ・県税等すべてに未納がないことの証明
- ・登記簿謄本、決算書（直近1期分）またはそれに準ずる書類
- ・その他知事が必要と認める書類

※継続イベントにおいては、過去実施した3回分の以下の書類を追加すること

- ・事業内容（自由様式）
- ・イベントの来場者数及び県外からの参加者数（自由様式）
- ・事業収支（自由様式）

3. 提出方法

次の提出先まで郵送又は持参とする。

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課 交流創造室 交流創造担当

4. 提出部数

提出部数は、様式第2号その2、事業計画書補助資料及び様式第3号は6部（正1部、副5部）とし、それ以外は正1部とする。

3. 審査及び審査後の手続について

1. 審査について

徳島県に提出された応募書類等に基づき、外部有識者を含む審査員による書面での審査を行い、採択事業を決定する。ただし、審査員が対面での審査を希望した場合、調整の上、これに応じること。なお、採択される場合にあっても、審査会の意見を踏まえた留意事項を付す場合や、高額な交付要望は、予算上の制約や費用対効果の観点から事業の一部について採択されない場合がある。

2. 審査の視点について

審査は、事業計画の内容、その実施方法等が、本事業の趣旨・目的に資するものか、経費が適正・適切に計られているかなどを総合的に判断する。

<審査の視点>

- (1) 実施計画の概要
- (2) 実現可能性
- (3) イベントの魅力
- (4) 地域への経済効果
- (5) 事業の継続性
- (6) 情報発信の具体性

3. 審査後の手続きについて

(1) 審査結果の通知

応募された事業計画の審査結果については、採否に関わらず、令和6年12月下旬に文書により通知する。

(2) 緊急時対応計画（EAP：Emergency Action Plan）策定

補助事業者としての採択及び補助金の内定通知を受けた団体等は、補助対象事業の実施7日前までに必ず徳島県へ緊急時対応計画を提出すること。

なお、軽微な変更が発生した場合はイベント実施前までに再度提出すること。

【参考】

「徳島県『EAP（緊急時対応計画）』策定の手引き」について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/bosai/kikikanri/7238950/>

(3) 実績報告書の提出

補助金交付決定の通知を受けた団体等は、補助事業完了後、実績報告書を所定の期間内に徳島県へ提出すること。なお、内容の精査により交付決定額の減額や交付が取消される場合がある。

(4) 補助金の交付

徳島県は、実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知し、補助金を交付する。

4. その他留意事項等

1. 事業実施にあたっての留意点

(1) 各種法令の遵守

各種イベントの開催に当たっては、著作権を始めとした各種法令を遵守し、適正に実施すること。

(2) 実施計画の変更

事業開始後、実施計画の内容に変更が生じた場合は、徳島県に速やかに報告し、変更内容に応じた手続きを行うこと。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(3) 事業の実績報告

事業実施後に実績報告書を提出する必要があるため、事業効果や成果を明確に記載できるよう、あらかじめ準備しておくこと。

また、補助事業者の経理処理を確認するため、実績報告書と併せて証拠書類（銀行振込明細書、請求書、契約書、領収書の写し等）を提出すること。

なお、実績報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、採択を取り消すことがある点に留意すること。

(4) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び収入支出に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(5) 広告宣伝費等の上限

県下全域のにぎわいを創出するにあたり、イベントの広報費は事業費の3割までとし、超過した費用については、対象経費から除外する。

2. 申請にあたっての留意点

(1) 本事業への申請は1事業者あたり1回とし、複数の申請は受け付けない。

なお、定期的なイベント開催を実施する場合は、事業計画書に明記すること。

(2) 同一事業への補助は最長3回まで。(4回目以降は補助対象外)

※ただし次回以降の補助を約束するものではない。

5. 質問の受付及び回答

1. 質問について

(1) 質問の受付期間

公募開始日から令和6年11月29日（金）17時まで

(2) 質問先

徳島県観光スポーツ文化部 観光政策課交流創造室 交流創造担当

電子メール：kouryuusouzoushitsu@pref.tokushima.lg.jp

(3) 質問の方法及び回答

上記メールアドレスにメールにて問い合わせること。公平性を期すため、電話・FAXを使った問合せは受け付けない。なお、件名は「【事業者名】とくしままるごとエンタメ化補助金への問合せ」とし、回答が可能なものについて、受信から5日以内に徳島県ホームページで回答する（土・日・祝日は除く）。

ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に対する回答のみ後日行う可能性がある。

<参考①>補助金交付の具体的な流れ

1. 申請表明書の提出（団体等→観光政策課交流創造室）
【提出期限】 令和6年11月29日（金）17時 ※必着
【提出書類】 ①申請表明書
②令和6年度とくしままるごとエンタメ化事業個人版ふるさと納税に関する情報記入シート
2. 事業計画書等提出（団体等→観光政策課交流創造室）
【提出期限】 令和6年12月13日（金）17時 ※必着
【提出書類】 ①事業計画書（様式第2号その2）
②事業計画書補助資料（自由様式）
③収支予算書（様式第3号）
④誓約書（様式第4号）
⑤申請者の概要がわかる書類
⑥その他知事が必要と認める書類
3. 審査（審査委員会）
補助事業の選定と補助金額の内定
※審査委員会が認めるときは、条件を付することができる。
4. 内定通知（観光政策課交流創造室→団体等）
5. 交付申請書提出（団体等→観光政策課交流創造室）
【提出書類】 ①交付申請書（様式第1号その2）
②収支予算書（様式第3号）
6. 決定通知（観光政策課交流創造室→団体等）※上限額の通知
令和6年12月下旬（予定）
7. EAPの提出（団体等→観光政策課交流創造室）
8. 事業計画変更（団体等→観光政策課交流創造室）
変更が必要な場合、その都度提出
【提出書類】 ①変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）
②変更（中止・廃止）事業計画書（様式第6号）
③変更収支予算書（様式第7号）
9. 事業実施
10. 実績報告（団体等→観光政策課交流創造室）
【提出書類】 ①実績報告書（様式第10号その2）
②事業報告書（様式第11号その2）
③収支決算書（様式第12号）
④対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）
⑤事業実施が確認できる書類
（状況写真、対象経費によるチラシ等の制作物等）
⑥その他知事が必要と認める書類
11. 補助金の額の確定通知（観光政策課交流創造室→団体等）
※不備等がある場合、減額することもある。
12. 補助金請求（団体等→観光政策課交流創造室課）
【提出書類】 補助金請求書（様式第14号）

●提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県観光政策課交流創造室 交流創造担当

電話：088-621-2309

ファクシミリ：088-621-2851

電子メール：kouryuusouzoushitsu@pref.tokushima.lg.jp

＜参考②＞応募時提出書類一覧

	新規イベント	継続イベント
事業計画書（様式第 2 号その 2）	○	○
事業計画書補助資料（自由様式）	○	○
収支予算書（様式第 3 号）	○	○
誓約書（様式第 4 号）	○	○
申請者の概要がわかる書類（規約、定款、組織図等）	○	○
県税等すべてに未納がないことの証明	○	○
登記簿謄本、決算書（直近 1 期分）またはそれに準ずる書類	○	○
過去 3 回分の事業内容がわかる書類（自由様式）	×	○
過去 3 回分の来場者数及び県外からの参加者数がわかる書類（自由様式）	×	○
過去 3 回分の事業収支がわかる書類（自由様式）	×	○
その他知事が必要と認める書類	○	○